

千代田小学校PTA規約

(令和4年4月27日改正)

第1章 総 則

- 第1条 本会は、千代田区立千代田小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。
- 第2条 会員は、児童の保護者または、それに代わる人(以下保護者という)及び校長、副校長、教職員(以下教員という)とする。
- 第3条 本会は、学校と家庭と社会とが協力して、教育の向上・児童の福祉の増進を図るとともに、会員の教養・親睦を深めることを目的とする。
- 第4条 本会は、教育を主旨とする民主団体として活動する。

第2章 事 業

- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
1. 学校教育への協力
 2. 児童のための良い環境の整備
 3. 会員の教養の向上及び会員相互の親和の増進
 4. 会員の表彰・慶弔等
 5. PTAの連絡協議会、その他同種団体との連絡
 6. その他本会の目的達成に必要な事項

第3章 方 針

- 第6条 本会は、児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力し話し合う。
- 第7条 本会及び本会の役員は、その名において営利的、宗教的、政治的活動を行ってはならない。
また、その他本会本来の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業にいかなる関係をもってはならない。
- 第8条 本会は、自主孤立のものであって、他のいかなる団体の支配干渉をも受けてはならない。
- 第9条 本会は、学校の人事その他管理には、干渉しない。

第4章 会 計

- 第10条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
1. 会費の額は、総会において定める。
 2. 会費は、児童数に月額を乗じた金額とし、教員は各1×月額とする。
- 第11条 本会の資産は、第2章の事業の達成のため以外に使用してはならない。
- 第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役 員

- 第13条 本会の役員は、次の通りとする。
1. 会 長 1名

2. 副会長 若干名
3. 庶務 若干名
4. 会計 3名

第14条 役員の任務は、次の通りとする。

会長 本会を代表して会務を総轄する。

副会長 会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。

庶務 本会の活動を記録し、庶務事項を処理する。また、運営に付帯する活動をする。

会計 本会の金銭の収支を記録し、定期総会において決算報告する。

第15条 役員の任期は、総会から総会までの一年とする。ただし、再任を妨げない。

第16条 役員は、次の方法により選出する。

1. 会長は、会長推薦委員会において会員中より選出し、本人の承諾を得て総会で承認する。
2. 会長推薦委員会は、選考方針を公表した後、会員から会長候補者を自薦他薦で募る。詳しい内規については、別途定める。
3. 副会長・庶務・会計は、各学級の役員候補者の中で会長を交え、話し合いで決定し、総会で承認を得る。

第6章 会計監査

第17条 本会の経理を監査するため2名以上の会計監査委員をおく。

第18条 会計監査は、会員以外からも選出することができる。

第19条 会計監査は、会計事務の監査を行い定期総会で報告する。

第20条 会計監査委員の任期は、一年とする。

第7章 会議

第21条 本会の会議は、次の通りとする。

1. 総会
2. 役員会
3. 運営委員会
4. 委員会

第22条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。

1. 定期総会は、年一回、会計年度終了後一ヶ月内外に会長が招集する。

ア. 前年度の事業報告

イ. 決算報告

ウ. 会長の選出

エ. 新年度の事業計画

オ. 新年度の予算審議

カ. 会計監査の選出

キ. 規約の変更

ク. その他

2. 臨時総会は、会長または役員会もしくは運営委員会が必要と認めた場合、または5分の1以上の要求があった場合に開くことができる。

第23条 すべての議決は、出席者(委任状による出席も認める)の過半数の同意を必要とする。ただし、

可否同数の場合は議長が決める。

第24条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項を審議する。

1. 総会の招集及びそれに付随する事項
2. 運営委員会の議題を作成する。
3. その他

第25条 運営委員会は、役員・校長・各委員会の正副委員長及び学級代表委員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関であって、その任務は下記の通りとする。

1. 本会の運営
2. 総会に提出する議案の審議作成
3. 本会の活動全般の掌握検討
4. その他、本会の運営上必要な事項の審議または処理

第8章 委員会

第26条 各学級より学級代表委員2名・各委員2名を選出し、委員長各1名、副委員長各2名をそれぞれ互選する。(ただし、会長推薦委員会を除く。)

1. 学級代表委員会
 - ア. 各学年、学級の親睦及び連絡連携を図る。
 - イ. 各学年、学級からの意見を計り、運営委員会に提案する。
2. 広報委員会
広報誌の発行にあたる。
3. 校外指導委員会
児童の生活の向上を図り、健全な育成を助成する。
4. ふれあい委員会
児童の文化的行事に協力し、会員相互のふれあいを深めるために各種の事業を行う。
5. 校庭開放運営委員会
校庭開放活動の企画・運営にあたる。
6. 卒業対策委員会
6年生の卒業イベント等の企画・運営にあたる。
委員は5年生の各学級より2名を選出し、卒業までの2年間の任期とする。
選出された委員は、6年生進級時に各学級ごとに委員長1名、副委員長1名を互選する。
7. 会長推薦委員会
本委員は、次の通りとする。委員会は、会長が招集し、委員長は互選にて選出する。
 - ①学校側(副校長・他1名) 2名
 - ②役員会 2名
 - ③学級代表委員会 各学年より1名

付 則

○本規約は、平成5年9月1日より実施する。

○総会の議決及び臨時総会開催の要求における出席者数ないし会員数は、児童数とする。

○本規約に明記のない事柄は、運営委員会の決定により適宜処理する。

○第16条と第26条については、平成13年2月17日の臨時総会で承認を受け改正された内容である。

○第26条については、平成16年4月28日の総会で承認を受け改正された内容である。

○第2条と第14条と第22条と第26条については、平成17年4月27日の総会で承認を受け改正された内容である。

○第26条については、平成18年5月10日の総会で承認を受け改正された内容である。

○第16条及び第26条については、平成19年4月25日の総会で承認を受け改正された内容である。

○第26条については、令和4年4月27日の総会で承認を受け、校庭開放運営委員会、卒業対策委員会を新設した。

慶弔金贈与に関する規定

第一条 この規定は、千代田小学校 PTA に於いて贈与する慶弔金を定める。

第二条 贈与を受ける者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 本会会員
- (2) 千代田小学校在籍の児童
- (3) 本会会員教職員家族(本人の配偶者、父母、子及び同居の義父母)
- (4) 千代田小学校在籍非会員教職員
- (5) その他千代田小学校のために特に必要と認められた者

第三条 贈与の事由は次のとおりとする。

死亡、傷病、災害、結婚、出産、転退職

※傷病はおおむね20日間以上の入院・加療を要する場合とする。

第四条 贈与の事由は本人の申し出または他の会員の連絡により会長がこれを認めたときに生ずるものとする。

第五条 慶弔金基準額は次のとおりとする。

会員	死亡金	傷病	災害	結婚	出産	転退職
保護者	10,000 円+供花等	5,000 円	5,000 円	—	—	—
児童	10,000 円+供花等	5,000 円	—	—	—	—
管理職	10,000 円+供花等	5,000 円	5,000 円	10,000 円	5,000 円	5,000 円×年数
教職員	10,000 円+供花等	5,000 円	5,000 円	10,000 円	5,000 円	3,000 円×年数
会員教職員家族	5,000 円+供花等	—	—	—	—	—
非会員教職員	5,000 円+供花等	5,000 円	—	—	—	—
その他	10,000 円+供花等	5,000 円	5,000 円	—	—	—

第六条 会長が基準額以上の慶弔金贈与を必要と認めた場合は、役員会の承認を得て行うものとする。
第二条 (5) に該当する者ありと認めた場合も上記に同じとする。

- 第七条 慶弔金は場合により基準金額相当の物品にて贈与することができる。
- 第八条 返礼の金品は一切受領しないものとする。
- 第九条 本規定に定めなき事項は役員会に於いて処置する。
- 第十条 この規定は平成6年7月16日より施行する。

- ※平成22年6月2日 書式改正
- ※平成23年3月1日 「花環等」を「供花等」に変更
- ※平成30年4月24日 「管理職」から「(主幹以上)」を削除